

## 第8編 エンデュランス競技

本編はFEI エンデュランス競技規程第12版（2026年1月1日施行）による。

### 第819条 コースの標識設置

819.1 コース上の標識は正しい方向を示すようはっきりと、目立つように、そして一貫して示さなければならず、また選手がコースの道順を迷わず走行できるよう見やすくなければならない。特に距離標識は10kmごとに設置しなければならず、各ループの開始と終了地点は明瞭かつ目立つもので標記しなければならず。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。

### 第825条 馬具と装具

馬装、装具の要件は規程から削除する。馬装、装具についてはFEI Tack&Equipment Requirements ドキュメント、FEI Tack, Equipment and Dress データベース、FEI Tack Appを参照のこと。

~~825.1 馬具の状態：馬に痛みを生じさせたり怪我を負わせるリスクを避けるため、馬具は安全な状態であって馬に正しく適合していなければならない。馬体に合わない馬具／装具については役員が取り外しを要請するか、改めるよう求めることがある。馬に痛みや怪我を生じる恐れのある（あるいは生じる）不適合な装具の使用は、馬への虐待行為とみなされることがある（JEF 獣医規程も参照のこと）。（JEF）~~

~~825.2 許可された馬具：JEFは使用が認められる馬具について詳細な規定を出すことがある。前述の内容および第825条1を遵守することを前提として、フィールド・オブ・プレイでは次の馬具の使用が必要であり、あるいは（下記の仕様で）許可される。（JEF）~~

~~825.2.1 コース中は正しく適合した頭絡と鞍が必須である。~~

~~825.2.2 ギャグと「銜のない頭絡」が許可される。~~

~~825.2.3 マルトンガールは許可されるが、馬の頭の自由な動きを過度に制限しないことを条件とする。~~

~~825.2.4 手綱は銜に取り付けるか、あるいは（銜なし頭絡の場合は）直接頭絡に取り付けなければならない。~~

#### 825.2.5

~~825.1 銜のシャンク（銜枝）はいかなるものも10cmを超えてはならない。口内の痛みや裂傷および／または創傷の痕跡があれば、獣医カードに記録しなければならない。競技への参加あるいは競技継続が、そのような痛みや裂傷、創傷を悪化させる可能性がある場合、あるいは馬のウェルフェアを損ねる（または損ねる危険がある）場合、当該馬の競技継続は認められず、“失権－軽度な怪我（FTQ-MI）”となる（付則5の9.8を参照）。~~

~~825.2.6 革製あるいはプラスチック製の鼻革が認められる。皮膚に炎症を生じる恐れがある（あるいは生じる）ほどに鼻革をきつく締めてはならない。鼻の正面で鼻革に少なくとも2本の指が入るほどに調整しなければならない。（JEF）~~

2026年4月1日から、鼻革の検査については、獣医規程第1026条9を適用する（JEF）

~~825.2.7 チューピース (頭絡の頬革に取り付けるもので、2枚の細長いシーブスキンやこれに類する素材で作られたもの) は許可される。図については付則8参照。~~

~~825.2.8 競技実施要項に別段の記載がない限り、ブリンカーとバイザー (ブリンカーに類似する物だが、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している) は許可されるが、前方の視界が何の障害もなく全面的に確保されていることを条件とする。ホースインスペクションではこれらを取り外さなければならない。許可されるもの/禁止されるもののバリエーションを示す図については、付則8を参照のこと。~~

~~825.2.9 フライマスクは、現地の状況を考慮して競技場審判団が特別許可した場合にのみ認められるが、(i)馬の視野や聴力を過度に妨げず、(ii)馬を虫から保護する以外の目的に使用するのではなく、(iii)ホースインスペクションでは外すことを条件とする。~~

~~825.2.10 蹄用ブーツおよびパッドの装着は認められる。~~

~~825.2.11 馬を適切に制御でき、他の人物や馬に安全上のリスクをもたらさない場合に限り、インスペクションエリアでヘッドカラー (無口) の使用が許可される。その他の場合は (そして多くの場合は) 頭絡を使用しなければならない。~~

~~825.2.12 カーブチェーンは、皮膚に刺激を与える可能性がある (または与える) ほどきつく締めてはならない。手綱を緩めた時には緩みが認められなければならない。~~

### ~~825.3~~

~~825.2 禁止される馬具/装具: フィールド・オブ・プレイおよびトレーニングエリアでは以下の物の使用が常時禁止され、第825条6に従い、本条項禁止されている馬具/用具に違反する場合は当該人馬コンビネーションの失格となる:~~

~~825.3.1 ドロ (ランニング) レーン/フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限しかなない手綱;~~

~~825.3.2 ハンドルなど手綱の付属物;~~

~~825.3.3 金属チェーンの鼻革;~~

~~825.3.4 鞭 (鞭として使用されるその他の物を含む);~~

~~825.3.5 拍車;~~

~~825.3.6 第825条2.9に定めるフライマスクを除いて、馬の耳に詰めたり耳を覆う物 (例えば耳栓もしくはこれに類するもの、イヤホンネット/フック); および~~

~~825.3.7 第825条2.8と第825条2.9の条項は適用されるが、アイカバーやアイシールド (ブリンカーに類似するが、目の穴の部分で目がメッシュか他の透明な素材で覆われているか、もしくは不透明なカバーで覆われている) を含めて、馬の目を覆ったり馬の視界を妨げる物。図については付則8を参照。~~

~~825.4 安全装具：競技実施要項にて、反射材など特定の安全装具の使用が求められることがある。~~

825.5

**825.3 携帯電話と GPS：**携帯電話と GPS 機器の使用は認められる。その他の通信機器についてはすべて競技前に競技場審判団の承認が必要である。

825.6

**825.4 遵守を怠った場合：**役員はいつでもフィールド・オブ・プレイにて人馬コンビネーションの馬具／装具を点検できる。第 1 回（競技前）インスペクション時に、あるいはその前、もしくは競技開始前か開始時に人馬コンビネーションの馬具／装具が~~第 825 条 2（許可される馬具）~~および~~または第 825 条 3（禁止される馬具）~~FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメントに違反していると役員が判断した場合は、その馬具／装具を改めるか、取り外すよう当該役員が求めることがある。この役員の指示に従わなかった場合は失格となる。

### 第 838 条 ループの平均速度の計算と速度制限（JEF）

838.1 ループにおけるコンビネーションの平均速度とは（第 839 条 2.1 の~~条項に加えて、時速 21km~~時速 20kmを超えていたかの判断目的を含む）、完走したすべてのループ（「失権」となったループも含む）での平均速度である。ループを完走していない場合、その部分的なループ走行の速度は平均に勘案しない。馬が最初のループを完走していない場合は、平均速度を記録しない。

### 付則 5：ホースインスペクション、入厩検査、薬物規制

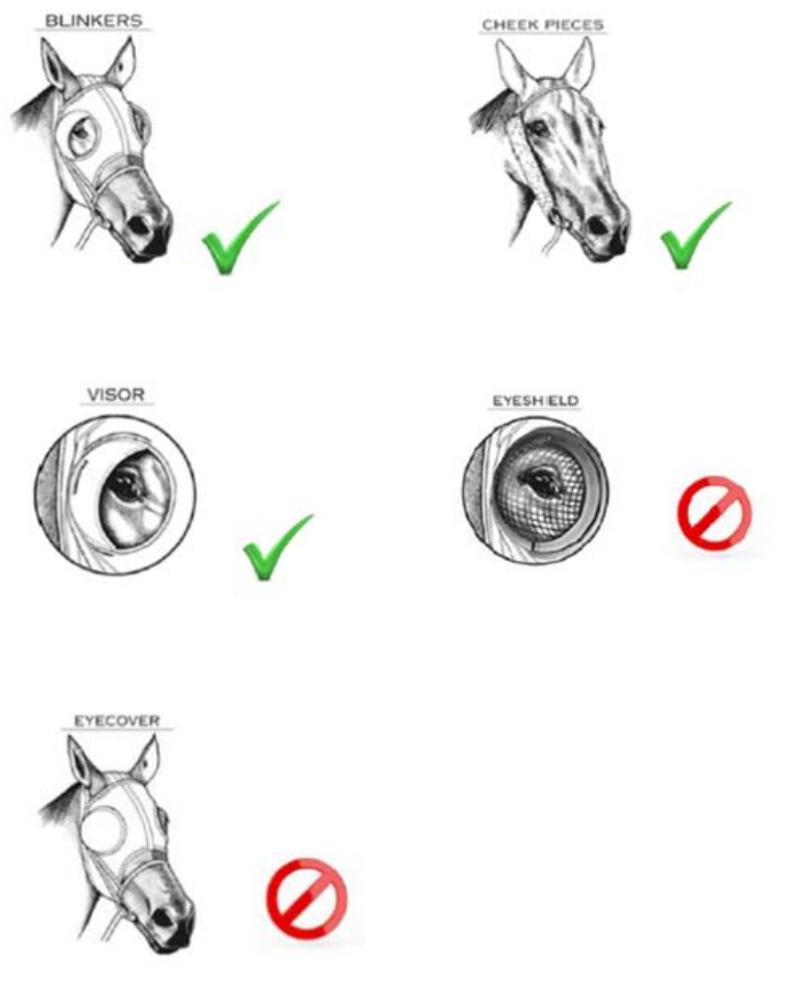
#### パート A：獣医療規制

#### 9. ホースインスペクションにおける評価（JEF）

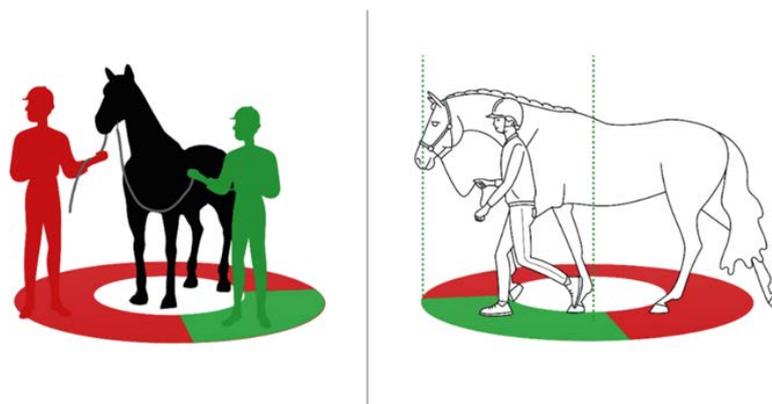
10.4 馬には頭絡あるいは（~~第 825 条 2.11~~ FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメントに従う）ヘッドカラーを装着し、他に鞍やブーツ、フライマスク、プリンカー／バイザー、その他の馬具を含む装具を一切つけずに臨場させなければならない。馬具はインスペクションエリアへ入る前にリカバリーエリアで外さなければならない（JEF 獣医規程補則 8 参照）。主催者の指示による馬番号のペイント以外の皮膚への塗布物を使用している場合は、馬をホースインスペクションに臨場させる前に拭き取るよう獣医師団が要請する（第 824 条参照）。獣医師団の指示にもかかわらず、インスペクションエリアに（頭絡やヘッドカラー以外の）馬具を装着したまま、あるいは皮膚に適用した何らかの局所塗布物を取り除かずに馬を臨場させた場合、この馬は 1 回目の臨場に不合格となる。インスペクションエリアへの入場時刻はキャンセルとなり、当該馬はインスペクションエリアを退出して、2 回目（最終）の臨場を求められる（但し最終ホースインスペクションでは再度臨場の機会はないので、この場合を除く）。

### 付則 8 : ブリンカーとチークピースの図

第 825 条 2.7、第 825 条 2.8、第 825 条 3.7 に記述されている通り、許可／禁止されるブリンカーとチークピースのイラストは FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメントに記載されています。 を以下に示す。



次のイラストは、付則 5 の 9.7(a)に記載されている馬に速歩をさせる正しいやり方を図解したものである。



付則 9 本条項は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)